

令和8年度 相模原市立緑が丘中学校

## いじめ防止基本方針

相模原市立緑が丘中学校  
令和8年4月1日

## 相模原市立緑が丘中学校いじめ防止基本方針

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 【家庭・地域との連携】

青少年相談員 P T A  
小学校 スクールホー  
・ボランティア活動  
・あいさつ運動  
(愛のひとこえ運動)  
・青少年相談員との懇談会  
・地区懇談会  
・地区健全育成協議会

#### 【校内組織】

【緑が丘中学校いじめ防止対策委員会】  
委員長 校長 副委員長 副校長  
委員 教務主任 生徒指導主任  
養護教諭 支援教育コーディネーター  
青少年教育カウンセラー  
生徒指導学年担当  
(1・2・3・あじさい)  
開催日数 週2回程度

#### 【関係機関との連携】

相模原市教育委員会  
青少年相談センター  
県警少年相談・保護センター  
児童相談所  
相模原警察署  
中央第1生活支援課  
中央第2生活支援課  
中央子育て支援センター

#### 【いじめの未然防止】

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- (4) いじめ（SNS等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、P T A、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

#### 【いじめの早期発見】

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 教職員が日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。また、細かな報告・連絡・相談を密にする。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

#### 【いじめの対処】

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守るとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。また保護者への連絡・協力体制をつくる。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

## 1. いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。  
また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

## 2. いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：【緑が丘中学校いじめ防止対策委員会】
- 構成員：【校長 副校長 教務主任 生徒指導主任 養護教諭  
支援教育コーディネーター 青少年教育カウンセラー  
生徒指導学年担当(1・2・3・あじさい)】
- 委員会の取り組み内容
  - ① いじめの未然防止の取り組み
  - ② いじめへ早期発見の取り組み
  - ③ いじめの対処
  - ④ 専門的な知識を有する者等との連携

## 3. いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ① 授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
  - ② 居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ① 絆づくり：自主的な運営 異学年交流 ピア・サポート活動
  - ② 生徒会活動：いじめ撲滅の宣言や意見箱の設置
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
  - ① 人権教育の充実  
「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
  - ② 道徳教育の充実  
道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
  - ③ 職場体験、福祉体験
  - ④ 小、中学校交流行事
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
  - ① 校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
  - ② 教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る。
  - ③ 全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
  - ④ 保護者会、学級懇談会における啓発
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

- ① ボランティア活動への参加、あいさつ運動(学期始め)
  - ② 青少年相談員との懇談会
  - ③ 地区懇談会(緑の集い)、地区健全育成協議会
- (6) 次にあげるような配慮が必要な生徒に対するいじめ防止のため、教職員間で情報共有、支援・指導の共通理解をし、周囲の生徒への日常的な人権指導を行う。
- ① 発達障害を含む、障がいのある生徒に対するいじめ防止
  - ② 外国人生徒に対するいじめ防止
  - ③ 東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所により避難している生徒(被災生徒)に対するいじめ防止
  - ④ 性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる生徒に対するいじめ防止

#### 4. いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
  - ① 休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子
  - ② 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等により、把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - ① アンケートの実施:各学期に1回
  - ② 教育相談週間:アンケート実施後1週間
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ① 相談窓口の周知
 

青少年教育カウンセラー	TEL 042-750-5860(直通・毎週火・木曜日)
いじめ相談ダイヤル	TEL 042-707-7053
ヤングテレホン	TEL 042-755-2552
  - ② 保健室だより、相談室だよりの発行
  - ③ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回

#### 5. いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 報告を受けたら速やかに、被害生徒本人及び保護者や関係生徒の聞き取り、所属集団へのアンケート等の調査によって、確かな事実を掴む。疑わしい場合を含め、組織的判断を行う。
- (2) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
  - ① 校内の「緑が丘中学校いじめ防止対策委員会」(いじめの防止等の対策のための組織)に直ちに情報を共有する。
  - ② すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体(学級、部活、遊び仲間等)へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
  - ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (3) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
  - 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- 相模原警察署、県警少年相談・保護センター
- 青少年相談員
- 児童相談所、中央子育て支援センター

(対応経路図を入れる)

## 6. いじめの解消に関わる判断基準

いじめが解消している状態とは少なくとも次の二つの要件が満たされていることとし、その判断は「校内いじめ・不登校・虐待対策委員会」が行う。

### (1) いじめにかかる行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月経過したもの。

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認を行う。

※いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が充分にあり得ることを踏まえ、教職員は被害及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を継続する。

## 7. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

ここでの「重大事態」とはいじめ防止対策推進法第28条で示される以下の2つとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。